

令和4年度の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第32号

令和4年度の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県固定資産評価審議会規則の一部改正)

第1条 新潟県固定資産評価審議会規則(昭和37年新潟県規則第72号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>総務部市町村課</u> において行う。	(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>総務管理部市町村課</u> において行う。

(新潟県物品会計規則の一部改正)

第2条 新潟県物品会計規則(昭和39年新潟県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
(用語の意義) 第2条 この規則で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 物品管理職員 次条の規定により知事の権限を専決することができる者又は委任された者(<u>次条第1項の規定により委任された権限を同条第2項の規定により専決させる場合にあつては、当該委任された権限を専決することができる者</u>)をいう。 (7) (略) (物品出納員の設置及び任命) 第8条 (略) 2 次の各号に掲げる物品出納員は、それぞれの区分に従い、当該各号の者をもつて充てる。 (1) (略) (2) 事務所物品出納員 会計事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては当該係長又は課長(係長及び課長が置かれている場合にあつては、係長)の職にある者(係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者)、課長及び係長が置かれていない場合にあつては会計事務を担当する主査(主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事又は <u>地域振興専門員</u>)の職にある者又は会計管理者が指定する職員 3～6 (略)	(用語の意義) 第2条 この規則で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 物品管理職員 次条の規定により知事の権限を専決することができる者又は委任された者(<u>地域振興局にあつては、次条第2項の規定により地域振興局長の権限を専決することができる者</u>)をいう。 (7) (略) (物品出納員の設置及び任命) 第8条 (略) 2 次の各号に掲げる物品出納員は、それぞれの区分に従い、当該各号の者をもつて充てる。 (1) (略) (2) 事務所物品出納員 会計事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては当該係長又は課長(係長及び課長が置かれている場合にあつては、係長)の職にある者(係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者)、課長及び係長が置かれていない場合にあつては会計事務を担当する主査(主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事)の職にある者又は会計管理者が指定する職員 3～6 (略)

(物品取扱員の設置及び任命)

第15条の2 (略)

2 物品取扱員は、次の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる者をもつて充てる。

(1) (略)

(2) 事務所 物品管理事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては当該係長又は課長(係長及び課長が置かれている場合にあつては、係長)の職にある者(係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者)、課長及び係長が置かれていない場合にあつては物品管理事務を担当する主査(主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事又は地域振興専門員)の職にある者又は物品管理職員が指定する者

3 (略)

(亡失又は損傷の報告)

第34条 (略)

2 物品管理職員は、前項の報告等により、その管理する物品が亡失し、又は損傷したと認めるときは、速やかに物品損傷等報告書を作成し、所管の部局長を経て総務部長に提出しなければならない。ただし、自然損傷であることが明らかであるときは、物品損傷等報告書の提出は、必要ないものとする。この場合、物品管理職員は、その状況を明らかにしておかなければならない。

3 (略)

4 総務部長は、第2項の物品損傷等報告書を受理したときは、第1項の職員が、故意又は重大な過失により損害を与えたかどうか認定しなければならない。

5 総務部長は、前項の規定により第1項の職員が損害を与えたと認めるときは、知事の決裁を得て必要な手続を行うとともに、このことを当該職員が所属する物品管理職員に通知しなければならない。

別表(第3条関係)

事務所	専決させる物品	専決させる者
村上及び糸魚川の各地域振興局	(略)	
新発田地域振興局	(略)	(略)
	健康福祉環境部に係るもの	(略)

(物品取扱員の設置及び任命)

第15条の2 (略)

2 物品取扱員は、次の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる者をもつて充てる。

(1) (略)

(2) 事務所 物品管理事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては当該係長又は課長(係長及び課長が置かれている場合にあつては、係長)の職にある者(係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者)、課長及び係長が置かれていない場合にあつては物品管理事務を担当する主査(主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事)の職にある者又は物品管理職員が指定する者

3 (略)

(亡失又は損傷の報告)

第34条 (略)

2 物品管理職員は、前項の報告等により、その管理する物品が亡失し、又は損傷したと認めるときは、速やかに物品損傷等報告書を作成し、所管の部局長を経て総務管理部長に提出しなければならない。ただし、自然損傷であることが明らかであるときは、物品損傷等報告書の提出は、必要ないものとする。この場合、物品管理職員は、その状況を明らかにしておかなければならない。

3 (略)

4 総務管理部長は、第2項の物品損傷等報告書を受理したときは、第1項の職員が、故意又は重大な過失により損害を与えたかどうか認定しなければならない。

5 総務管理部長は、前項の規定により第1項の職員が損害を与えたと認めるときは、知事の決裁を得て必要な手続を行うとともに、このことを当該職員が所属する物品管理職員に通知しなければならない。

別表(第3条関係)

事務所	専決させる物品	専決させる者
村上及び糸魚川の各地域振興局	企画振興部に係るもの	企画振興部長
	(略)	
新発田地域振興局	(略)	(略)
	健康福祉環境部に係るもの	(略)

	児童・障害者相談センターに係るもの	児童・障害者相談センター所長の
	(略)	
(略)		
三条地域振興局	(略)	
長岡地域振興局	健康福祉環境部に係るもの	(略)
	児童・障害者相談センターに係るもの	児童・障害者相談センター所長の
	(略)	
魚沼地域振興局	(略)	
南魚沼地域振興局	健康福祉環境部に係るもの	(略)
	児童・障害者相談センターに係るもの	児童・障害者相談センター所長の
	(略)	
十日町及び柏崎の各地域振興局	(略)	
上越地域振興局	健康福祉環境部に係るもの	(略)
	児童・障害者相談センターに係るもの	児童・障害者相談センター所長の
	(略)	
佐渡地域振興局	(略)	
	農林水産振興部庶務課、企画振興課及び普及課に係るもの	(略)
	(略)	
	地域整備部総務	(略)

	(略)	
(略)		
三条地域振興局	企画振興部に係るもの	企画振興部長
	県税部に係るもの	県税部長
	(略)	
長岡地域振興局	(略)	
	健康福祉環境部に係るもの	(略)
	(略)	
魚沼地域振興局	企画振興部に係るもの	企画振興部長
	(略)	
南魚沼地域振興局	(略)	
	健康福祉環境部に係るもの	(略)
	(略)	
十日町及び柏崎の各地域振興局	企画振興部に係るもの	企画振興部長
	(略)	
上越地域振興局	(略)	
	健康福祉環境部に係るもの	(略)
	(略)	
佐渡地域振興局	企画振興部に係るもの	企画振興部長
	県税部に係るもの	県税部長
	(略)	
	農林水産振興部庶務課、農業企画課、生産振興課及び普及課に係るもの	(略)
	(略)	
	地域整備部庶務	(略)

課、業務課、用地課、維持管理課、道路課、治水課、砂防課、 <u>建築課及び県民サービスセンターに係るもの</u>		課、用地課、 <u>計画調整課</u> 、維持管理課、道路課、治水課、砂防課 <u>及び建築課に係るもの</u>	
<u>地域整備部港湾空港業務課</u> 、空港用地課、港湾課及び漁港課に係るもの	<u>地域整備部港湾空港業務課</u> 、空港用地課、港湾課及び漁港課の事務を担当する副部長	<u>地域整備部業務課</u> 、空港用地課、港湾課及び漁港課に係るもの	<u>地域整備部業務課</u> 、空港用地課、港湾課及び漁港課の事務を担当する副部長

(新潟県職員職務発明規則の一部改正)

第3条 新潟県職員職務発明規則(昭和40年新潟県規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(審査会の組織) 第18条 (略) 2 会長は、 <u>総務部長</u> をもつて充て、会務を処理し、会議を招集し、審査会を代表する。 3・4 (略)	(審査会の組織) 第18条 (略) 2 会長は、 <u>総務管理部長</u> をもつて充て、会務を処理し、会議を招集し、審査会を代表する。 3・4 (略)
(審査会の庶務) 第19条 審査会の庶務は、 <u>総務部管財課</u> で処理する。	(審査会の庶務) 第19条 審査会の庶務は、 <u>総務管理部管財課</u> で処理する。

(新潟県災害対策本部規則の一部改正)

第4条 新潟県災害対策本部規則(昭和41年新潟県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(部) 第6条 (略) 2 (略) 3 条例第3条第3項に規定する部長(以下 <u>この項及び第12条第1項において「部長」という。</u>)に事故があるときは各部の副部長(統括調整部にあつては、部長があらかじめ指名する副部長)が、その職務を代理する。	(部) 第6条 (略) 2 (略) 3 条例第3条第3項に規定する部長(以下「部長」という。)に事故があるときは各部の副部長(統括調整部にあつては、部長があらかじめ指名する副部長)が、その職務を代理する。
(地方本部) 第9条 (略) 2 (略) 3 地方本部長は各地域振興局長をもつて充て、地方副本部長は <u>各地域振興局の部長のうちから地方本部長があらかじめ指名する者</u> をもつて充てる。 4～6 (略)	(地方本部) 第9条 (略) 2 (略) 3 地方本部長は各地域振興局長をもつて充て、地方副本部長は <u>各地域振興局企画振興部長</u> をもつて充てる。 4～6 (略)

(地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部改正)

第5条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則(昭和41年新潟県規則第83号)の一部を次

のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（イに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病院の院長、副院長、専任セーフティマネージャー、事務長、事務長補佐、庶務課長、経営課長、医事企画員、栄養課長、栄養課課長代理、診療部長、臨床部長、研究部長、情報調査部長、緩和ケアセンター長、がんゲノム医療センター長、科部長、中央放射線部長、中央内視鏡部長、中央手術部長、臨床検査部長、病理部長、がん予防総合センター長、診療放射線技師長、診療放射線副技師長、臨床検査技師長、臨床検査副技師長、リハビリテーション技師長、リハビリテーション副技師長、臨床工学技士長、薬剤部長、薬剤副部長、看護部長、看護副部長、看護師長、社会復帰部長、社会復帰副部長、救命救急センター長、救命救急センター副センター長、患者サポートセンター長、患者サポートセンター副センター長、循環器病センター長、内視鏡センター長、消化器内視鏡センター長、教育研修センター長、教育研修センター副センター長、参与、参事及び副参事</p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（イに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病院の院長、副院長、専任セーフティマネージャー、事務長、事務長補佐、庶務課長、経営課長、医事企画員、栄養課長、栄養課課長代理、診療部長、臨床部長、研究部長、情報調査部長、緩和ケアセンター長、がんゲノム医療センター長、科部長、中央放射線部長、中央内視鏡部長、中央手術部長、臨床検査部長、病理部長、がん予防総合センター長、診療放射線技師長、診療放射線副技師長、臨床検査技師長、臨床検査副技師長、リハビリテーション技師長、リハビリテーション副技師長、薬剤部長、薬剤副部長、看護部長、看護副部長、看護師長、社会復帰部長、社会復帰副部長、救命救急センター長、救命救急センター副センター長、患者サポートセンター長、患者サポートセンター副センター長、循環器病センター長、内視鏡センター長、消化器内視鏡センター長、教育研修センター長、教育研修センター副センター長、参与、参事及び副参事</p>

（新潟県消費生活審議会規則の一部改正）

第6条 新潟県消費生活審議会規則（昭和44年新潟県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(庶務)</p> <p>第11条 審議会の庶務は、<u>総務部県民生活課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第11条 審議会の庶務は、<u>県民生活・環境部県民生活課</u>において処理する。</p>

（新潟県基金事務取扱規則の一部改正）

第7条 新潟県基金事務取扱規則（昭和44年新潟県規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(基金の状況報告)</p> <p>第5条 部局長は、毎年3月31日現在において所属する基金に属する現金及び財産の状況を明らかにし、会計管理者及び<u>総務部長</u>に報告しなければならない。</p>	<p>(基金の状況報告)</p> <p>第5条 部局長は、毎年3月31日現在において所属する基金に属する現金及び財産の状況を明らかにし、会計管理者及び<u>総務管理部長</u>に報告しなければならない。</p>

（新潟県公有財産事務取扱規則の一部改正）

第8条 新潟県公有財産事務取扱規則（昭和48年新潟県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 課長等 部局の所管する財産を直接事務又は事業の用に供する各課（室その他課に準ずるものを含む。）の長、地域機関（保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、女性福祉相談所、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除く。以下同じ。）、出先機関及び教育機関（以下「地域機関等」という。）の長（支所、分所、<u>分館</u>、センター、支場等の長を含む。）、各県立学校長（分校主任を含む。）並びに各警察署長をいう。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(財産の所管)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 普通財産は、<u>総務部</u>に所管させる。ただし、知事が<u>総務部</u>に所管させることを不適当と認めるときは、関係各部局に所管させる。</p> <p>(財産事務の分掌)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 普通財産の取得、管理及び処分に関する事務は、<u>総務部長</u>が処理しなければならない。ただし、前条第2項ただし書の規定により関係部局に所管させた普通財産を処分する事務は、当該部局長が処理しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(財産事務の総括)</p> <p>第6条 <u>総務部長</u>は、財産の取得、管理及び処分の適正を期するため、財産に関する事務を総括し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、並びにこれらの事務について必要な調製を行わなければならない。</p> <p>2 <u>総務部長</u>は、前項の事務を行うため必要があると認めるときは、各部局長及び教育長に対し、財産の状況に関する資料若しくは報告を求め、又は所管換え、所属換え等必要な指示を行うことができる。</p> <p>(財産の取得手続)</p> <p>第13条 部局長又は課長等は、行政財産又は普通財</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 課長等 部局の所管する財産を直接事務又は事業の用に供する各課（室その他課に準ずるものを含む。）の長、地域機関（保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、女性福祉相談所、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除く。以下同じ。）、出先機関及び教育機関（以下「地域機関等」という。）の長（支所、分所、<u>センター</u>、支場等の長を含む。）、各県立学校長（分校主任を含む。）並びに各警察署長をいう。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(財産の所管)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 普通財産は、<u>総務管理部</u>に所管させる。ただし、知事が<u>総務管理部</u>に所管させることを不適当と認めるときは、関係各部局に所管させる。</p> <p>(財産事務の分掌)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 普通財産の取得、管理及び処分に関する事務は、<u>総務管理部長</u>が処理しなければならない。ただし、前条第2項ただし書の規定により関係部局に所管させた普通財産を処分する事務は、当該部局長が処理しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(財産事務の総括)</p> <p>第6条 <u>総務管理部長</u>は、財産の取得、管理及び処分の適正を期するため、財産に関する事務を総括し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、並びにこれらの事務について必要な調製を行わなければならない。</p> <p>2 <u>総務管理部長</u>は、前項の事務を行うため必要があると認めるときは、各部局長及び教育長に対し、財産の状況に関する資料若しくは報告を求め、又は所管換え、所属換え等必要な指示を行うことができる。</p> <p>(財産の取得手続)</p> <p>第13条 部局長又は課長等は、行政財産又は普通財</p>

産を取得しようとするときは、知事が別に定める場合を除き、次に掲げる事項を記載した文書により管財課長を経て総務部長に合議しなければならない。この場合において、当該財産の性質又は取得原因によりその記載事項の一部を省略することができる。

(1)～(9) (略)

2 (略)

(登記又は登録)

第15条 (略)

2 部局長又は課長等は、前項の規定により登記又は登録を完了したときは、登記識別情報の通知書及び登記完了証又は登録済証書を遅滞なく総務部長に送付しなければならない。

(職員の居住禁止)

第18条 部局長又は課長等は、当該部局の所管に係る建物で、その用途が宿舍以外のものについては、職員を居住させてはならない。ただし、財産の管理又は取締り等のため特に必要があるときは、総務部長の承認を得て職員を居住させることができる。

(財産台帳等の備付け)

第19条 総務部長は、別表第1に掲げる財産の区分に従い、新潟県部制条例に規定する部及び局並びに新潟県行政組織規則第7条第1項に規定する出納局の所管に係る財産について、別に定めるところにより調製した財産台帳の正本を備え付けなければならない。

2～6 (略)

(損害保険)

第21条 (略)

2 (略)

3 前項に掲げるもの以外に係る保険の事務は、別に定めるところにより総務部長が行うものとする。

(所在市町村交付金)

第22条 国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号)第2条及び第7条に係る事務は、別に定めるところにより総務部長が行うものとする。

(行政財産の用途廃止又は変更)

第23条 部局長は、行政財産の用途を廃止し、又は変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により管財課長を経て総務部長に合議しなければならない。ただし、知事が別に定める場

産を取得しようとするときは、知事が別に定める場合を除き、次に掲げる事項を記載した文書により管財課長を経て総務管理部長に合議しなければならない。この場合において、当該財産の性質又は取得原因によりその記載事項の一部を省略することができる。

(1)～(9) (略)

2 (略)

(登記又は登録)

第15条 (略)

2 部局長又は課長等は、前項の規定により登記又は登録を完了したときは、登記識別情報の通知書及び登記完了証又は登録済証書を遅滞なく総務管理部長に送付しなければならない。

(職員の居住禁止)

第18条 部局長又は課長等は、当該部局の所管に係る建物で、その用途が宿舍以外のものについては、職員を居住させてはならない。ただし、財産の管理又は取締り等のため特に必要があるときは、総務管理部長の承認を得て職員を居住させることができる。

(財産台帳等の備付け)

第19条 総務管理部長は、別表第1に掲げる財産の区分に従い、新潟県部制条例に規定する部及び局並びに新潟県行政組織規則第7条第1項に規定する出納局の所管に係る財産について、別に定めるところにより調製した財産台帳の正本を備え付けなければならない。

2～6 (略)

(損害保険)

第21条 (略)

2 (略)

3 前項に掲げるもの以外に係る保険の事務は、別に定めるところにより総務管理部長が行うものとする。

(所在市町村交付金)

第22条 国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号)第2条及び第7条に係る事務は、別に定めるところにより総務管理部長が行うものとする。

(行政財産の用途廃止又は変更)

第23条 部局長は、行政財産の用途を廃止し、又は変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により管財課長を経て総務管理部長に合議しなければならない。ただし、知事が別に定め

合は、この限りでない。

(1)～(4) (略)

- 2 部局長は、前項の規定により行政財産の用途を廃止したときは、財産引継書を調製し、直ちにこれを総務部長に引き継がなければならない。ただし、第4条第2項ただし書の規定により関係部局に所管させることとした財産は、この限りでない。

(財産の所管換え及び所属換え)

第24条 (略)

- 2 前項の規定により財産所管換え依頼書を受理した部局長は、次に掲げる事項を記載した文書により管財課長を経て総務部長に合議しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

(財産台帳等の変更報告)

- 第25条** 部局長は、その所管に係る財産について、財産台帳、使用許可台帳又は貸付台帳の記載事項に変更(第20条第2項の評価替えに伴う変更を除く。)があつたときは、別に定めるところにより総務部長に報告しなければならない。

(損害報告)

- 第28条** 課長等は、その所属に係る財産が滅失し、又は損傷したときは、直ちに次に掲げる事項を記載した文書により主管部局長を経て総務部長に報告しなければならない。

(1)～(7) (略)

- 2 総務部長は、前項の報告書を受理したときは、滅失又は損傷した財産についての処置及び管理状況に関する意見等を付けて、知事に報告しなければならない。ただし、損害が軽微と認められるものについては、この限りでない。

(地上権又は地役権の設定手続)

第29条の5 (略)

- 2 部局長は、当該部局が所管する土地に地上権又は地役権を設定しようとするときは、第35条第2項各号に掲げる事項のほか地上権又は地役権を設定しようとする土地の区域及び地上権を設定しようとする土地の地下又は空間の上下の範囲を記載した文書に契約書案を添えて、管財課長を経て総務部長に合議しなければならない。

3 (略)

(許可手続)

第32条 (略)

る場合は、この限りでない。

(1)～(4) (略)

- 2 部局長は、前項の規定により行政財産の用途を廃止したときは、財産引継書を調製し、直ちにこれを総務管理部長に引き継がなければならない。ただし、第4条第2項ただし書の規定により関係部局に所管させることとした財産は、この限りでない。

(財産の所管換え及び所属換え)

第24条 (略)

- 2 前項の規定により財産所管換え依頼書を受理した部局長は、次に掲げる事項を記載した文書により管財課長を経て総務管理部長に合議しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

(財産台帳等の変更報告)

- 第25条** 部局長は、その所管に係る財産について、財産台帳、使用許可台帳又は貸付台帳の記載事項に変更(第20条第2項の評価替えに伴う変更を除く。)があつたときは、別に定めるところにより総務管理部長に報告しなければならない。

(損害報告)

- 第28条** 課長等は、その所属に係る財産が滅失し、又は損傷したときは、直ちに次に掲げる事項を記載した文書により主管部局長を経て総務管理部長に報告しなければならない。

(1)～(7) (略)

- 2 総務管理部長は、前項の報告書を受理したときは、滅失又は損傷した財産についての処置及び管理状況に関する意見等を付けて、知事に報告しなければならない。ただし、損害が軽微と認められるものについては、この限りでない。

(地上権又は地役権の設定手続)

第29条の5 (略)

- 2 部局長は、当該部局が所管する土地に地上権又は地役権を設定しようとするときは、第35条第2項各号に掲げる事項のほか地上権又は地役権を設定しようとする土地の区域及び地上権を設定しようとする土地の地下又は空間の上下の範囲を記載した文書に契約書案を添えて、管財課長を経て総務管理部長に合議しなければならない。

3 (略)

(許可手続)

第32条 (略)

2 部局長は、その所管に係る行政財産の使用許可をしようとする場合で、次の事由に該当するときは、管財課長を経て総務部長に合議しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

(貸付手続)

第35条 (略)

2 部局長は、当該部局が所管する普通財産を貸し付けようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書に契約書案を添えて、管財課長を経て総務部長に合議しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(1)～(8) (略)

3 (略)

(貸付財産の現状変更の承認)

第39条 (略)

2 部局長は、貸付財産の現状変更を承認しようとするときは、管財課長を経て総務部長に合議しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(不正使用に対する措置)

第41条 (略)

2 前項の使用又は収益により生じた損害の賠償を求めようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により管財課長を経て総務部長に合議しなければならない。

(1)～(7) (略)

(交換)

第42条 部局長は、普通財産を交換しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により管財課長を経て総務部長に合議しなければならない。

(1)～(8) (略)

2 (略)

(譲与又は譲渡手続)

第44条 部局長は、普通財産を譲与し、又は譲渡しようとするときは、知事が別に定める場合を除き、次に掲げる事項を記載した文書により管財課長を経て総務部長に合議しなければならない。この場合において、当該財産の性質又は契約の内容によりその記載事項の一部を省略することができる。

(1)～(8) (略)

2 (略)

2 部局長は、その所管に係る行政財産の使用許可をしようとする場合で、次の事由に該当するときは、管財課長を経て総務管理部長に合議しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

(貸付手続)

第35条 (略)

2 部局長は、当該部局が所管する普通財産を貸し付けようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書に契約書案を添えて、管財課長を経て総務管理部長に合議しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(1)～(8) (略)

3 (略)

(貸付財産の現状変更の承認)

第39条 (略)

2 部局長は、貸付財産の現状変更を承認しようとするときは、管財課長を経て総務管理部長に合議しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(不正使用に対する措置)

第41条 (略)

2 前項の使用又は収益により生じた損害の賠償を求めようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により管財課長を経て総務管理部長に合議しなければならない。

(1)～(7) (略)

(交換)

第42条 部局長は、普通財産を交換しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により管財課長を経て総務管理部長に合議しなければならない。

(1)～(8) (略)

2 (略)

(譲与又は譲渡手続)

第44条 部局長は、普通財産を譲与し、又は譲渡しようとするときは、知事が別に定める場合を除き、次に掲げる事項を記載した文書により管財課長を経て総務管理部長に合議しなければならない。この場合において、当該財産の性質又は契約の内容によりその記載事項の一部を省略することができる。

(1)～(8) (略)

2 (略)

<p>(財産の取壊し)</p> <p>第47条 部局長は、普通財産を取り壊そうとするときは、次に掲げる事項を記載した文書に関係図面を添えて管財課長を経て<u>総務部長</u>に合議しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(財産の取壊し)</p> <p>第47条 部局長は、普通財産を取り壊そうとするときは、次に掲げる事項を記載した文書に関係図面を添えて管財課長を経て<u>総務管理部長</u>に合議しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>
--	--

(新潟県宿舍管理規則の一部改正)

第9条 新潟県宿舍管理規則(昭和48年新潟県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿舍の種類)</p> <p>第3条 宿舍を分けて、次の2種類とする。</p> <p>(1) 公舎 議会議長、知事、副知事並びに部局長(これらに相当する職を含む。)、本庁の課長、地域機関の長(保健所長、福祉事務所長、児童相談所長、身体障害者更生相談所長、知的障害者更生相談所長、女性福祉相談所長、あかしや寮長、労働相談所長及び農業普及指導センター所長を除く。以下同じ。)、地域振興局の部長及び所長(<u>児童・障害者相談センター所長</u>、新潟港湾事務所長、津川地区振興事務所長、妙高砂防事務所長及び直江津港湾事務所長に限る。以下同じ。)、出先機関の長、教育機関の長、県立学校長、警察署長並びに別に定める者の居住の用に供する宿舍</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項の宿舍の種類を変更しようとする場合は、<u>総務部長</u>の承認を得なければならない。</p> <p>(事務の総括)</p> <p>第4条 宿舍に関する事務の総括は、<u>総務部長</u>が行うものとする。</p> <p>(宿舍管理者)</p> <p>第5条 宿舍管理に関する事務は、<u>総務部長</u>又は本庁の課長、地域機関の長、地域振興局の部長(長岡地域振興局地域整備部にあつては与板維持管理事務所長、佐渡地域振興局農林水産振興部にあつては副部長)若しくは所長、出先機関の長、教育機関の長、県立学校長若しくは警察署長(以下「<u>宿舍管理者</u>」という。)が行う。</p> <p>(貸付料の額)</p> <p>第11条 貸付料は、月額とし、宿舍の標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ、建築経過期間、立</p>	<p>(宿舍の種類)</p> <p>第3条 宿舍を分けて、次の2種類とする。</p> <p>(1) 公舎 議会議長、知事、副知事並びに部局長(これらに相当する職を含む。)、本庁の課長、地域機関の長(保健所長、福祉事務所長、児童相談所長、身体障害者更生相談所長、知的障害者更生相談所長、女性福祉相談所長、あかしや寮長、労働相談所長及び農業普及指導センター所長を除く。以下同じ。)、地域振興局の部長及び所長(新潟港湾事務所長、津川地区振興事務所長、妙高砂防事務所長及び直江津港湾事務所長に限る。以下同じ。)、出先機関の長、教育機関の長、県立学校長、警察署長並びに別に定める者の居住の用に供する宿舍</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項の宿舍の種類を変更しようとする場合は、<u>総務管理部長</u>の承認を得なければならない。</p> <p>(事務の総括)</p> <p>第4条 宿舍に関する事務の総括は、<u>総務管理部長</u>が行うものとする。</p> <p>(宿舍管理者)</p> <p>第5条 宿舍管理に関する事務は、<u>総務管理部長</u>又は本庁の課長、地域機関の長、地域振興局の部長(長岡地域振興局地域整備部にあつては与板維持管理事務所長、佐渡地域振興局農林水産振興部にあつては副部長)若しくは所長、出先機関の長、教育機関の長、県立学校長若しくは警察署長(以下「<u>宿舍管理者</u>」という。)が行う。</p> <p>(貸付料の額)</p> <p>第11条 貸付料は、月額とし、宿舍の標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ、建築経過期間、立</p>

<p>地条件その他の事情を考慮して別に定める算定方法により、各宿舎につきその宿舎管理者が<u>総務部長</u>又は事務取扱規則第7条第2項に規定する補助執行者の承認を得て定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入居者の費用負担)</p> <p>第18条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。ただし、<u>総務部長</u>が必要と認めるときは、その費用の一部を県が負担することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>地条件その他の事情を考慮して別に定める算定方法により、各宿舎につきその宿舎管理者が<u>総務管理部長</u>又は事務取扱規則第7条第2項に規定する補助執行者の承認を得て定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入居者の費用負担)</p> <p>第18条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。ただし、<u>総務管理部長</u>が必要と認めるときは、その費用の一部を県が負担することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>
---	---

(新潟県庁舎等管理規則の一部改正)

第10条 新潟県庁舎等管理規則(昭和52年新潟県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(庁舎管理者)</p> <p>第2条 庁舎等に庁舎管理者を置き、本庁が設置されている庁舎等のうち警察庁舎及び別に定めるその敷地(以下「警察庁舎等」という。)を除く庁舎等においては<u>総務部長</u>を、警察庁舎等においては警察本部長を、2以上の地域機関(保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、女性福祉相談所、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除き、分所等を含む。以下同じ。)が設置されている庁舎等においては庁舎管理事務を分掌している地域機関の長を、その他の地域機関の庁舎等においては当該地域機関の長をもつてこれに充てる。ただし、地域振興局が設置されている庁舎等にあつては、庁舎管理事務を分掌している部長(長岡地域振興局地域整備部与板維持管理事務所又は小千谷維持管理事務所が設置されている庁舎にあつては維持管理事務所長、上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所が設置されている庁舎にあつては農林事務所長、佐渡地域振興局農林水産振興部農地庶務課若しくは漁政課又は<u>地域整備部港湾空港業務課</u>が設置されている庁舎にあつては副部長)又は所長をもつてこれに充てる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(庁舎管理者)</p> <p>第2条 庁舎等に庁舎管理者を置き、本庁が設置されている庁舎等のうち警察庁舎及び別に定めるその敷地(以下「警察庁舎等」という。)を除く庁舎等においては<u>総務管理部長</u>を、警察庁舎等においては警察本部長を、2以上の地域機関(保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、女性福祉相談所、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除き、分所等を含む。以下同じ。)が設置されている庁舎等においては庁舎管理事務を分掌している地域機関の長を、その他の地域機関の庁舎等においては当該地域機関の長をもつてこれに充てる。ただし、地域振興局が設置されている庁舎等にあつては、庁舎管理事務を分掌している部長(長岡地域振興局地域整備部与板維持管理事務所又は小千谷維持管理事務所が設置されている庁舎にあつては維持管理事務所長、上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所が設置されている庁舎にあつては農林事務所長、佐渡地域振興局農林水産振興部農地庶務課若しくは漁政課又は<u>地域整備部業務課</u>が設置されている庁舎にあつては副部長)又は所長をもつてこれに充てる。</p> <p>2・3 (略)</p>

(新潟県消費者苦情処理委員会規則の一部改正)

第11条 新潟県消費者苦情処理委員会規則(昭和53年新潟県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、<u>総務部県民生活課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、<u>県民生活・環境部県民生活課</u>において処理する。</p>

(新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第12条 新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年新潟県規則第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(登録簿の謄本の交付等) 第7条 (略) 2 前項の閲覧は、 <u>新潟県環境局資源循環推進課内</u> に置く閲覧所において行わせるものとする。 3 (略)	(登録簿の謄本の交付等) 第7条 (略) 2 前項の閲覧は、新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課内に置く閲覧所において行わせるものとする。 3 (略)

(新潟県情報公開審査会規則の一部改正)

第13条 新潟県情報公開審査会規則（平成7年新潟県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第5条 審査会の庶務は、 <u>総務部法務文書課</u> において行う。	(庶務) 第5条 審査会の庶務は、 <u>総務管理部法務文書課</u> において行う。

(新潟県個人情報保護審査会規則の一部改正)

第14条 新潟県個人情報保護審査会規則（平成10年新潟県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第5条 審査会の庶務は、 <u>総務部法務文書課</u> において行う。	(庶務) 第5条 審査会の庶務は、 <u>総務管理部法務文書課</u> において行う。

(新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)

第15条 新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年新潟県規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(縦覧の場所) 第3条 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する縦覧の場所は、 <u>総務部県民生活課</u> とする。 (事業報告書等の閲覧又は謄写の場所) 第8条 条例第5条第1項の規則で定める場所は、 <u>総務部県民生活課</u> とする。	(縦覧の場所) 第3条 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する縦覧の場所は、 <u>県民生活・環境部県民生活課及び新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）第3章に規定する地域機関（以下「地域機関」という。）であって、知事が指定したもの</u> とする。 (事業報告書等の閲覧又は謄写の場所) 第8条 条例第5条第1項の規則で定める場所は、 <u>県民生活・環境部県民生活課及び知事が指定した地域機関</u> とする。

(新潟県環境影響評価審査会規則の一部改正)

第16条 新潟県環境影響評価審査会規則（平成11年新潟県規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第5条 審査会の庶務は、 <u>環境局環境政策課</u> において行う。	(庶務) 第5条 審査会の庶務は、 <u>環境生活部環境企画課</u> において行う。

(新潟県スポーツ推進審議会規則の一部改正)

第17条 新潟県スポーツ推進審議会規則（平成30年新潟県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第4条 審議会の庶務は、 <u>観光文化スポーツ部スポーツ課</u> において行う。	(庶務) 第4条 審議会の庶務は、 <u>県民生活・環境部スポーツ課</u> において行う。

(新潟県公文書の管理に関する条例施行規則の一部改正)

第18条 新潟県公文書の管理に関する条例施行規則(令和2年新潟県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(保存場所等) 第3条 知事は、特定歴史公文書を <u>総務部法務文書課歴史公文書室</u> において保存するものとする。 2～4 (略)	(保存場所等) 第3条 知事は、特定歴史公文書を <u>総務管理部法務文書課歴史公文書室</u> において保存するものとする。 2～4 (略)
(目録の作成及び公表) 第4条 (略) 2 知事は、条例第11条第4項の目録について、 <u>総務部法務文書課歴史公文書室</u> に備えて一般の閲覧に供する方法により公表しなければならない。	(目録の作成及び公表) 第4条 (略) 2 知事は、条例第11条第4項の目録について、 <u>総務管理部法務文書課歴史公文書室</u> に備えて一般の閲覧に供する方法により公表しなければならない。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。